

国立大学法人鹿屋体育大学における安全管理措置について

(1)個人情報及び特定個人情報等の保護に関する基本方針の策定

本学は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「法」という。)及び「行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)を遵守し、適切な個人情報及び特定個人情報の取扱いについて基本方針を策定しています。

(2)個人データの取扱いに係る規律の整備

本学は、法及び番号法の下、本学における個人データの取扱いに関する規律として「国立大学法人鹿屋体育大学個人情報保護規則」(以下「規則」という。)等を策定し、必要事項や取扱い事項について規定しています。

(3)安全管理措置

本学は、規則において次の安全管理措置について規定し、措置を講じています。

①組織的安全管理措置

規則第3条において、個人データの安全管理に係る管理体制として総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員及び利用目的を明確化しています。

規則第4条において、個人情報、保有個人データの安全性及び正確性を維持するため、管理する個人データの取扱いについて必要な措置を講じることとしています。

規則第3条及び第5条において、個人情報の取扱い状況の確認について必要な措置を講じること、及び漏えい等事案が発生した際の迅速で適切な報告体制を明確化しています。

規則第15条において、定期的な自己点検及び監査責任者による監査を実施することとしています。

②人的安全管理措置

規則第3条において、総括保護管理者の役割として職員への研修について定め、併せて職員の任として、規則第20条において不適正な利用の禁止、第21条において適正な個人情報の取得について定め、その任について明確化しています。

規則第10条において、適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する研修を情報システム担当者である個人番号事務担当者に定期的に受講させることとし、また、個人番号事務取扱担当者については「個人番号事務取扱担当者による特定個人情報の取扱いについて」を定め、より厳格な安全管理措置を講じています。

③物理的安全管理措置

規則第8条において、保有個人情報データベース等を取り扱う機器を設置する室等に立ち入る権限を有する者を定め、入退室等の管理措置を講ずることとしています。

規則第13条において、電子媒体又は書類等の盗難又は紛失等を防止するための方策を指定しています。

規則第14条において、電子媒体又は書類等の取扱区域及び管理区域外への持ち運びの禁止事項を定めています。なお、持ち運びを行う際は、定められた安全策を講ずることとしています。

規則第17条において、不要となり、かつ、法令等で定められた保存期間を経過した個人情報は復元不可能な手段によって速やかに廃棄又は削除することとしています。

④技術的安全管理措置

規則第7条において、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、通信経路及びデータの暗号化等の対策を講ずることとしています。

規則第11条において、ユーザーID、パスワード、磁気・ICカード等の識別方法により、アクセスできる職員の範囲と権限の内容を明確かつ必要最小限の範囲に限定することとしています。

規則第12条において、外部からの不正操作等防止のため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずることとしています。

⑤外的環境の把握

規則第25条において、外国の第三者に個人データを提供する際にはあらかじめ当該本人からの同意を得たうえで、以下情報について当該本人へ提供することとしています。

- ・該外国における個人情報の保護に関する制度
- ・当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置
- ・その他当該本人に参考となるべき情報

また、外国の第三者に個人データを提供するにあたっては、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供することとしています。

⑥委託先の監督

規則第34条及び第35条において、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、措置を講ずることとしています。

また、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、業務委託前又は少なくとも年1回以上、実地検査等により確認することとしています。